

千葉市公告第818号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年9月22日

千葉市長 神谷俊一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 西友西千葉店

所在地 千葉市中央区春日二丁目20番9号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 袖ヶ浦産業株式会社

代表者の氏名 代表取締役 鈴木省一郎

住所 千葉県袖ヶ浦市奈良輪232

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

（変更前）

名称	代表者名	住所	備考
株式会社西友	代表取締役 大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目 1番1号	

（変更後）

名称	代表者名	住所	備考
株式会社西友	代表取締役 大久保 恒夫	東京都武藏野市吉祥寺 本町一丁目12番10号	住所変更

4 変更の年月日

令和5年5月8日

5 変更する理由

小売業者の住所変更のため。

6 届出の年月日

令和5年9月11日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8　縦覧期間及び時間

(1)　縦覧期間

令和5年9月22日から令和6年1月22日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2)　時間

午前9時から午後5時15分まで